

役員等報酬規程

（目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人さんかく広場の理事及び評議員及び監事並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう委員とは、評議員選任・解任委員をいう。

3 本規程でいう委員会とは、評議員選任・解任委員会をいう。

（理事及び監事の出席報酬）

第三条 役員が理事会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日に第六条に該当する法人業務を行っても、本条第１項を優先し、第六条の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

3 同法人の職員が理事を兼職している場合、その者の通常労働時間内に開催される理事会については、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

4 同法人の職員が理事を兼職している場合、理事会閉会時刻がその者の通常労働時間を超過した場合は、時間外・休日勤務申請承認書を法人に提出することにより、残業手当として支給する。

5 同法人の職員が理事を兼職している場合、その者の通常勤務日以外の理事会出席については、本条を適用する。

6 理事会により議決された議題を評議員会に諮る場合、議題についての説明や質疑応答として役員が評議員会に出席することが妥当であると認められる場合は、第１項の報酬及び実費弁償費を支払う。但し、同日に理事会と評議員会が開催される場合は、その両方に出席があっても日額分しか支払わないものとする。

（評議員の出席報酬）

第四条 評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日に第六条に該当する法人業務を行っても、本条第１項を優先し、第六条の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

（評議員選任・解任委員の出席報酬）

第五条 委員が委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 同日に第六条に該当する法人業務を行っても、本条を優先し、第六条の報酬及び実費弁

償費は支払わないものとする。

- 3 同法人の職員が委員を兼職している場合、その者の通常労働時間内に開催される委員会については、報酬及び費用弁償は支給しない。
- 4 同法人の職員が委員を兼職している場合、委員会閉会時刻がその者の通常労働時間を超過した場合は、時間外・休日勤務申請承認書を法人に提出することにより、残業手当として支給する。
- 5 同法人の職員が委員を兼職している場合、その者の通常勤務日以外の委員会出席については、本条を適用する。

（役員及び評議員及び委員の勤務報酬等）

第六条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表１により報酬及び実費弁償分を支払うことができる。

- 2 業務執行理事を含む理事及び評議員及び委員が、理事会及び評議員会及び委員会以外の日において、理事長の命において招集した法人及び施設の運営のための業務があった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導、行政監査の立会い、運営及び会計の指導又は監査業務に当たった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても、別表１の実費弁償費を上限とする。

（出張旅費）

第七条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（上限日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	15,000円	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な旅費及びその他の支払いについては、実費額を原則として支払うものとするが、社会通念上妥当とされる手段、経路でなければならない。相場と比較し著しく高額となる場合はその都度、該当役員等は理事長と協議し決定する。
- 3 旅費等実費の支払いがある場合は、その領収証等を法人へ提出しなければならないものとする。この場合、個人のクレジットカード等での支払いは、法人への証票提出時に個人情報情報の漏洩が発生してしまう恐れがあるので、極力現金にて支払うようにする。
- 4 宿泊費は、１泊２日の上限日額であり、上限に達しなかった場合は実費額を支払うものとする。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後精算し支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払うことができる。この場合、概算額を請求する役員等は、概算額の根拠となる資料を提出しなければならない。また、各種交通機関や宿泊施設に対し、直接法人が支払うこ

ともできる。

（支払方法及び注意事項）

第八条 本規程での報酬については源泉税が課税され、報酬額から控除したものを支払うものとする。

- 2 報酬及び実費弁償費及び旅費については、報酬が発生した月の末日に締切り、翌20日に指定口座に源泉所得税を控除した金額を振り込むものとする。
- 3 報酬については、報酬及び実費弁償費受領簿に氏名、金額、控除税額、実際の受取額、役員会名称等を記入し、保存する。
- 4 実費弁償費については、報酬及び実費弁償費受領簿に氏名、金額、役員会名称等を記入し、保存することで源泉税課税対象外とする。
- 5 別表1に各報酬額を記すも、役員に関しては各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、委員については各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員については定款第八条によって支払うものとする。
- 6 実費弁償分及び旅費等については前項の上限額に含まれない。
- 7 報酬については源泉所得税が控除されるため、毎年度法人の定める時期に源泉徴収票を作成し、評議員、役員、委員に発行する。
- 8 報酬については源泉所得税が控除されるため、該当の評議員、役員、委員は法人の定める方法によって個人番号（マイナンバー）に関する書類を法人へ提出しなければならない。
- 9 評議員及び役員が負担しなければならない役員賠償責任の年間保険料については、毎年度開催する評議員会及び役員会の出席により生ずる初回の報酬額から控除する。

（報酬額等の変更）

第九条 本規程の報酬額、支払種別、支払方法等の変更・追加・削除が生じた場合は、評議員会によってのみ変更することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年12月1日より適用する。

【別表１】

名 称	報 酬（日額）	実費弁償費（日額）
理事長業務報酬等	3, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
理事及び評議員及び監事報酬等 （主に役員会出席による報酬）	3, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員報酬等	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
監事、指導・会計精査報酬等	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
理事及び監事、行政監査立会報酬等	1 0, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

※ 報酬額から所得税を控除します。

※ 実費弁償費には所得税は課税されません。